

## 税理士・田中誠のつぶやき (8)

### 相続税の大衆化

最近、相続税の記事が目立ちます。今週も2010年の相続税課税割合が都市部で暮らす住民で増加している、という報道がありました。東京都千代田区が27.7%（前年比4.5%上昇）、文京区が17.5%（3.9%上昇）、世田谷区が17.2%（2.2%上昇）。大阪市でも西区が6.7%（1.4%上昇）となるなど地価の高い地域で課税対象となる人が増えているそうです。2010年は地価が大きく下がった年で、路線価は全国で8%、東京圏に限ると9.7%下落し、本来なら課税割合は下がっていたはず。でも、実は水面下では都市部を中心に実質的な課税強化が始まっているということです。

背景にあるのは、以前エクラ通信9号でも触れた**小規模宅地の特例の適用厳格化**(2010年4月実施)です。従来は配偶者が一部でも相続すれば、別居している子供の相続分にも「8割減」が適用されたものが、別居している子供による相続には原則特例が使えなくなったというものです。

さらに今後は基礎控除の引き下げなど相続増税を2013年度税制改正で検討する課税強化も予想されています。地価の下げ止まりと小規模宅地特例の適用厳格化で土地の評価が下げづらくなったところに本格的な相続増税が重なれば、都心部での課税割合はさらに上昇する可能性もあるとのこと。相続税は資産家だけが対象の税金ではなくなり、より身近な税金になりつつあるのは間違いのないようです。

### 遺言書がなく争族も

相続が身近になると同時に、相続トラブルも増えているという傾向もあるようです。9月26日の日本経済新聞で興味深い特集記事がありました。「日経生活モニター」に登録する読者を対象に実施した遺産相続に関するアンケートでは、家族や親族などの相続を経験した人のうちトラブルがあったと回答した人が3割に上ったそうです。つまり**相続経験者のほぼ3人に1人がトラブルに**巻き込まれているということです。

トラブルの原因について「遺産配分がとても不公平」(36%)、「被相続人の面倒を見た人の遺産が少ない」(20%)など遺産分け方法に関連する不満が上位を占めています。やはりもめる原因はお金の問題でしょうか。

当面起こりうる相続について継がせる立場の人に遺言について尋ねたところ、「すでに書いている」と答えた人はわずか16%にとどまっています。半面「書こうと思っているが、まだ書いていない」との回答が43%と最も多く、「書くか分からない」(26%)、「書くつもりはない」(15%)などと合わせると、**遺言を用意していないとの回答が84%**にも達しています。一方、継ぐ立場の人は生前に何らかの形で意思を伝えてほしいと考えていて、相続人・被相続人双方の意識に差があります。

遺言の準備に取り掛からない理由としては「相続でもめるはずはない」(44%)との回答が最多で、「遺産はあまりないため」(26%)などが続きます。しかし現実には、3人1人は争族を経験しているのです。資産額は少なくとも、自宅しか財産がないなど、複数の相続人で分けづらい場合はトラブルが生じやすいのです。

### 事前の備えさえあれば

相続でもめないためにも、事前の準備も重要となります。生前贈与、信託、生命保険金の活用等々、ちょっとした対策を組合せる工夫で、相続でもめないように、また納付で困らないようにできます。機会があれば、この辺りの工夫も、お話ししていきます。

